

医療法人慈彗会亀川病院 指定通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業目的)

第1条 医療法人慈彗会亀川病院（以下「事業所」という。）において行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法等が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を図ることを目的として、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という。）を提供する。

(運営の方針)

第2条

1. 通所リハビリは、利用者の動作能力・身体機能面の低下防止や利用者を介護する者の負担軽減、利用者の社会参加の促進と活動性の向上を図り、利用者が自分らしく生きがいを持って毎日を過ごせる様になる為に、リハビリテーションの目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した「通所リハビリテーション計画書」または「介護予防通所リハビリテーション計画書」に基づき目標を設定し、発行した「計画書」はご利用者様に説明を行い同意を得、実施する。
2. 提供する通所リハビリの質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 利用者又はその家族に対しサービス提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
4. 常に利用者の心身状況とその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行う。
5. 通所リハビリの実施に当たっては、居宅介護支援事業所・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域包括支援センター等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
6. サービス提供終了の際には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、医療機関の医師又は情報提供を受けた場合の主治医・居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人慈彗会 亀川病院
- (2) 所在地 福山市神辺町字下御領 682 番地の 1

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次の通りとする。

[職種]

- (1) 医 師 (管理者兼務)
- (2) 理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士
- (3) 看護職員
- (4) 介護職員
- (5) 管理栄養士

[員数]

厚生労働大臣の定める人員に関する基準に適合し、かつ利用者に対し適切な通所リハビリテーションを提供できる適當数とする。

管理者は、上記(1)の医師とし、事業所の従事者の管理及び事業の管理を一元的に行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分
- (3) サービス提供時間
 - ①通所リハビリ (所要時間7時間以上8時間未満)
午前9時15分から午後4時20分までとする
 - ②通所リハビリ (所要時間1時間以上2時間未満)
午前8時50分から午前10時20分までとする
 - ③通所リハビリ (所要時間3時間以上4時間未満)
午前8時50分から午前11時55分までとする
 - ④通所リハビリ (所要時間1時間以上2時間未満)
午後1時30分から午後3時00分までとする

(実施単位及び利用定員)

第6条 実施単位と利用定員は次の通りとする

サービス提供時間① 通所リハビリ (所要時間 7時間以上8時間未満) 1単位
利用定員は35名とする

サービス提供時間②及び④ 通所リハビリ (所要時間1時間以上2時間未満) 1単位
利用定員は②は10名、④は12名とする

サービス提供時間③ 通所リハビリ (所要時間3時間以上4時間未満) 1単位
利用定員は10名とする

(通所リハビリの内容)

第7条 指定通所リハビリの内容は第2条の1、2に基づいて次のとおりとする

- (1) 送迎
 - (2) 健康チェック
 - (3) リハビリテーション（理学療法、作業療法等）
 - ・必要に応じてリハビリテーションマネジメントの実施
 - ・リハビリテーション計画書に基づき実施
 - (4) 日常生活動作を通じた訓練、生活指導
 - (5) 身体介護（移乗、排泄等）
- 以下はサービス提供時間の①、③のみ
- (6) 入浴及びその介助
 - (7) 食事の提供及びその介助（①のみおやつ提供）

(利用料・その他の費用額)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域で指定通所リハビリテーションの送迎を行った場合でも交通費は徴収しない。
- (2) 食費 サービス提供時間の① 1食 650円（おやつ代含む）
サービス提供時間の③ 1食 550円
- (3) その他 おむつ代 尿パッド1枚21円、はくパンツ1枚155円
マスク代 1枚10円

※ 又、創作活動で係る費用の徴収が必要となった場合は、利用者又はその家族に説明を行い同意を得て徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福山市（神辺町、加茂町、御幸町、駅家町）、井原市（高屋町、大江町、出部町）の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

(虐待の防止と身体拘束について)

第11条

- ① 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、責任者を選定し、指針を整備して委員会を定期的に開催し、適切に実施するために担当者を置く。

- ② 従業者に虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
- ③ 事業者は原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、利用者本人又は、他人の生命・身体に対して危険が及ぶ場合は、利用者又は家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行う。その場合は詳細を記録する。

(ハラスメント防止について)

第 12 条

当事業所はセクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメント等の各種ハラスメントを防止するため、下記の措置を講じるものとする。

- ① ハラスメント防止に関する指針およびマニュアルを整備する。
- ② 職員に対して、年 1 回以上ハラスメント防止のための周知・啓発を目的として研修を実施する。
- ③ 措置を適切に実施するための相談窓口を設置し、担当者を配置する。
- ④ 職員または利用者がハラスメント行為を行った、または受けたと思われる事案を発見した場合は、これを速やかにハラスメント相談窓口の担当者に報告し適切に対応する。

(秘密保持等)

第 13 条

- ① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- ② 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならぬ。

(緊急時の対応方法)

第 14 条

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じることとする。又、その場合、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。

(非常災害対策)

第 15 条

消防法施行規則第 3 条の規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者 院長 亀川 穎央 を充てる。
- ② 火元責任者には事業所責任者を充てる。

- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は事務長が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第 17 条

- ① 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

(事故発生時の対応)

第 18 条

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(サービス提供に関する相談、苦情（ハラスメント等も含む）)

第 19 条

苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置し、相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するため必要な措置を講ずる。
- ② 苦情又は相談があった場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ③ 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町

村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

- ④ 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 通所リハビリテーション事業所は、全ての職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
(2) 繼続研修 年2回

(記録の整備)

第21条

- ① 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存する。
② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができる。

付 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

平成29年4月1日改訂

平成29年8月1日改訂

平成30年9月1日改訂

令和1年10月1日改訂

令和6年6月1日改訂

令和6年10月16日改訂

令和7年5月1日改訂